

**訪問型サービスAの本格実施に係る事業所説明会**

**配付資料**

**平成 28 年 11 月**

**八王子市 福祉部 介護保険課**

## 目次

### I. 総合事業の概要について

1. 総合事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
2. これまでの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
3. 総合事業の開始により変わる点・・・・・・・・・・ P 3
4. 総合事業の主な目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
5. 総合事業の主な特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
6. 総合事業の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
7. 「訪問型サービス」と「通所型サービス」・・・・・・・・ P 6

### II. 八王子市における予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスAについて

1. 予防訪問介護相当サービスと訪問型サービスAの定義等・・・・・・・・ P 8
2. 平成 28 年度の訪問型サービスAの試行実施について・・・・・・・・ P 10
3. 訪問型サービスに係る原則的な考え方・・・・・・・・ P 11
4. 予防訪問介護相当サービス利用となる対象者・・・・・・・・ P 11

### III. 訪問型サービスAの本格実施について

1. 訪問型サービスAの本格実施・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
2. 既存利用者の移行について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
3. 本格実施に係る流れのまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14

### IV. 訪問型サービスAに係る補足事項について

1. 「無資格ヘルパー」の呼称について・・・・・・・・ P 15
2. 訪問型サービスAの従事者育成について・・・・・・・・ P 15
3. 訪問型サービスAを始めるにあたっての事業所運営の支援について P 16
4. 早期移行加算について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 16

本説明資料は、読むだけでもある程度網羅できるように細かく作成してあります。

事業所に持ち帰られた後、説明会に参加できなかった方へフィードバックする際に活用してください。

# 1. 総合事業の概要

## 1. 総合事業とは

正式名称は「介護予防・日常生活支援総合事業」と言います。

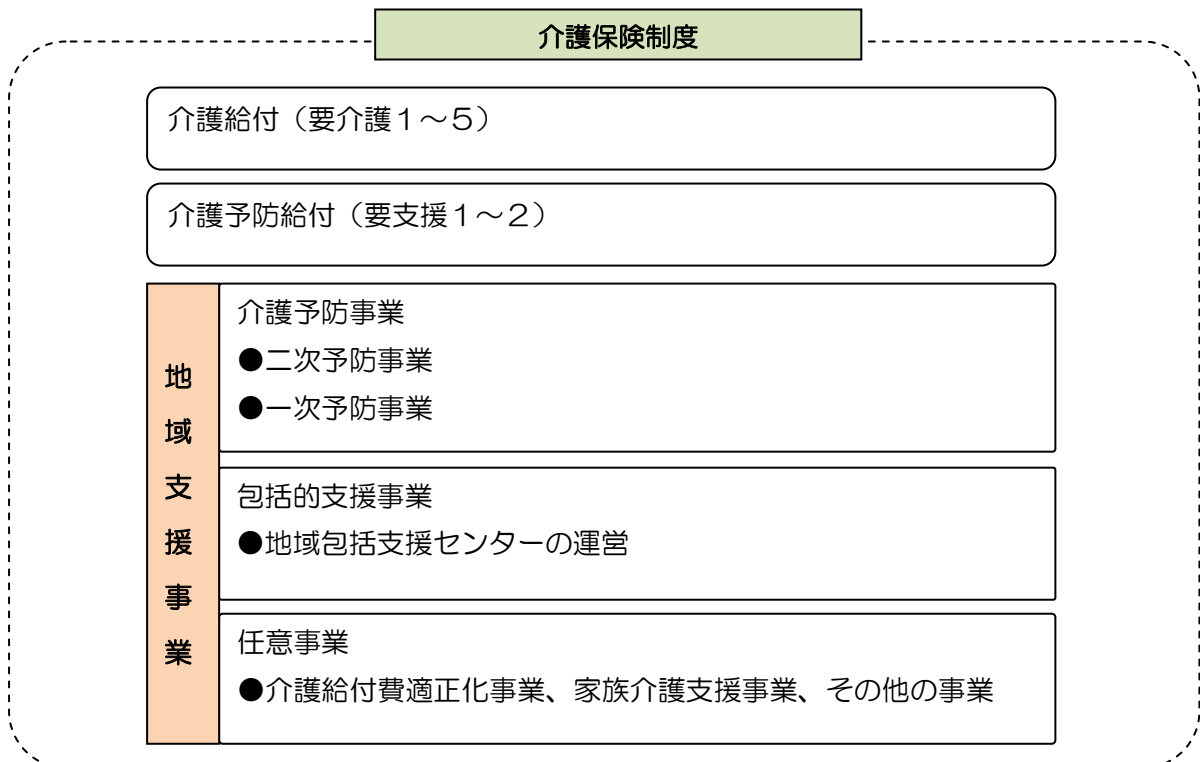
法的には、「地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする事業」と位置付けられています。（介護保険法第115条の45第1項）

## 2. これまでの経緯

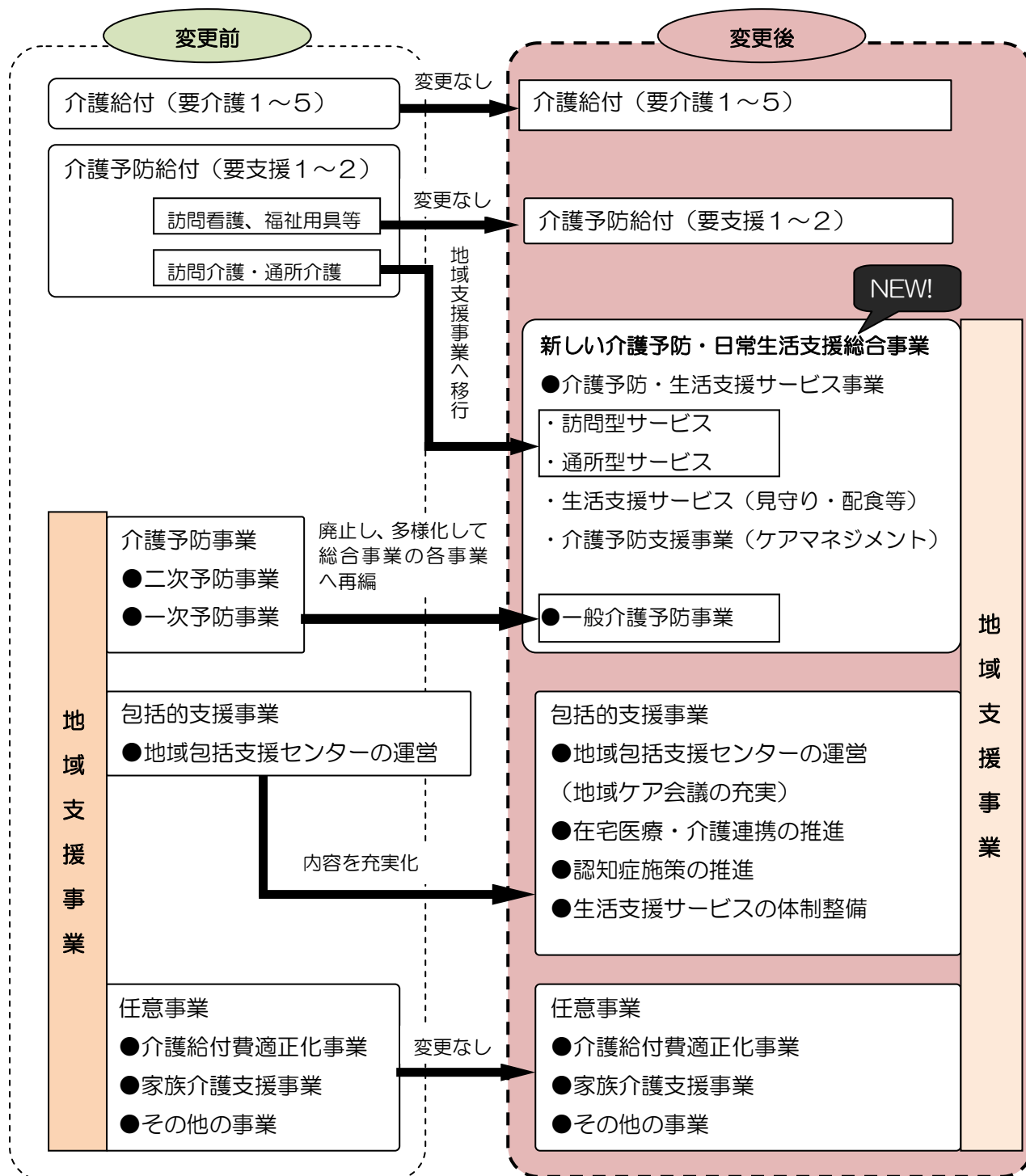
総合事業は、平成24年4月の介護保険法改正の際に、自治体が任意に行う事業として創設されました。その後、平成27年4月の介護保険法改正で、内容が見直され、「新たな介護予防・日常生活支援総合事業」として各区市町村での実施が義務化される事業として位置付けられることとなり、八王子市では平成28年3月から総合事業を開始しています。（総合事業は、平成27年4月～平成29年3月末の間に全自治体で実施することとなり、自治体により開始時期は異なります。）

## 3. 総合事業の開始により変わる点

総合事業が始まる前、介護保険制度は以下の構成となっていました。



平成27年4月以降、各区市町村で総合事業を実施することが義務化されたことにより、介護保険制度は以下のように変更となりました。（八王子市では平成28年3月より順次変更しています。）



(参考：平成27年6月5日老発0605第5号「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」)

#### 4. 総合事業の主な目的

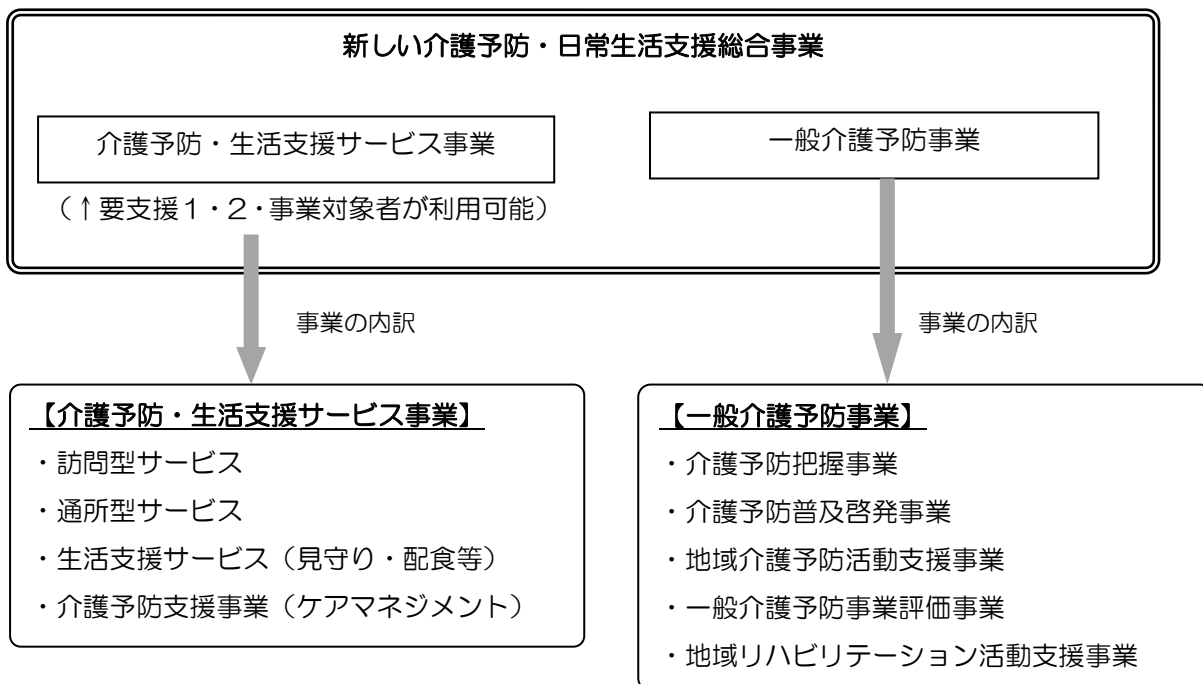
- 高齢者が、どのような心身の状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができること
- 高齢者本人が自分の心身の変化や健康に意識を持ち、地域で行われる様々な取り組みへの参加やサービス等の利用を主体的に行うことで介護予防を図り、持続可能な介護保険制度を実現すること

#### 5. 総合事業の主な特徴

- 各自治体の現状や地域特性を活かして、介護の専門職だけでなく住民等の多様な担い手により高齢者の方々を支えていく仕組みづくりが可能
- 高齢者自身が「支援される側」という立場に限定されず、地域での社会参加等を通じ、「支援する側」にもなることで、介護予防と互助による地域づくりを促進

#### 6. 総合事業の内容

総合事業で実施される事業は大きく分けて、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の二つです。



介護予防・生活支援サービス事業で実施される「訪問型サービス」と「通所型サービス」はさらにその種類が細かく分かります。考え方について次のページでご説明します。

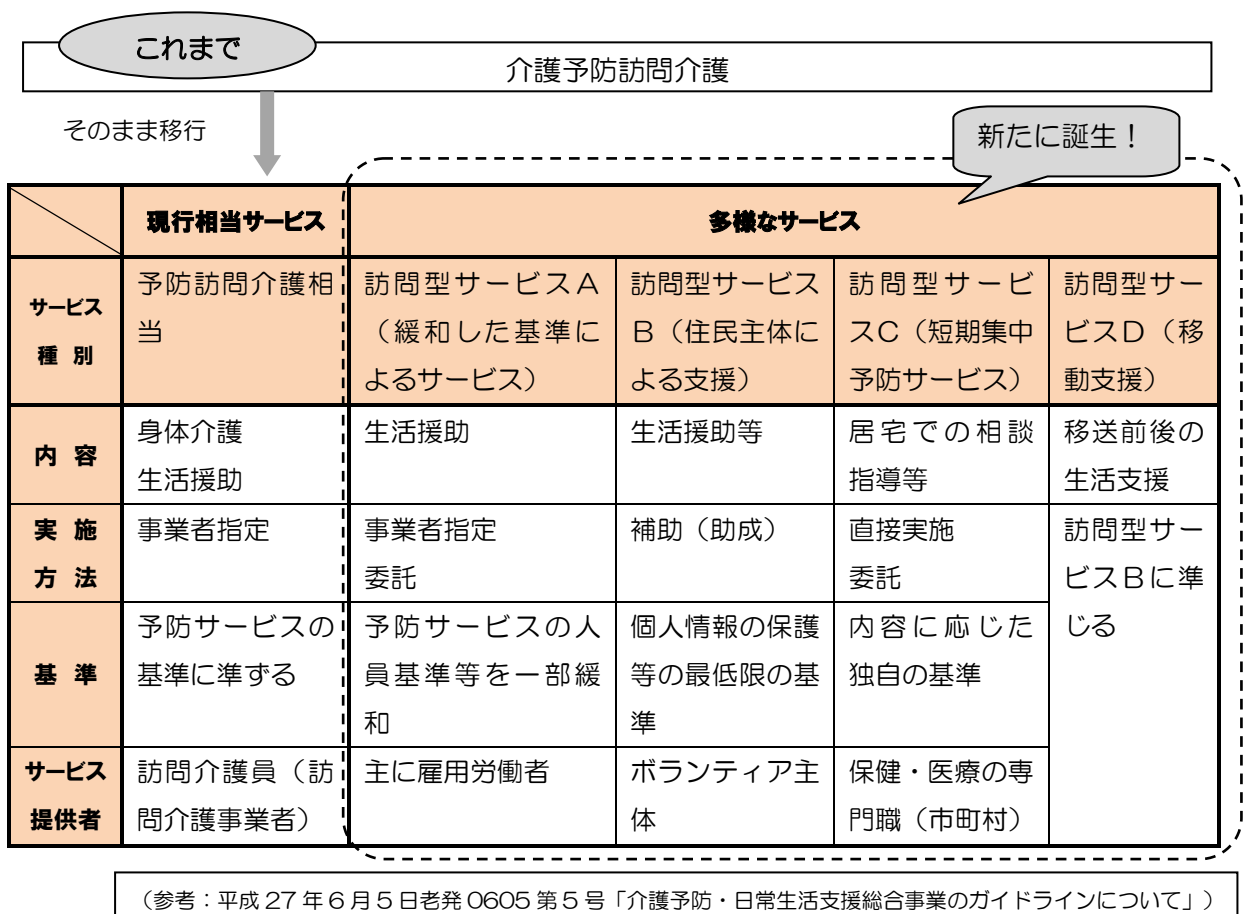
## 7. 「訪問型サービス」と「通所型サービス」

前ページの図のとおり、総合事業で実施される「介護予防・生活支援サービス事業」には「訪問型サービス」と「通所型サービス」というものがあります。これらは、これまでには介護専門の事業所のみでしか提供できなかった訪問介護や通所介護を、そのサービス内容を細分化することで、様々な担い手がサービス提供することを可能としたサービスです。

### ● 「訪問型サービス」

利用者が可能な限り自宅で要支援状態の維持または改善を図り、要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うサービスをいいます。

従事者や実施主体者によって、提供できるサービス内容（生活援助のみしか出来ない等）が異なります。



⇒上記の図の中から、各区市町村が地域資源等を踏まえ、実施するサービスを選定します。

八王子市では、平成29年4月より、予防訪問介護相当に加え、訪問型サービスA、訪問型サービスBを実施する予定です。

●「通所型サービス」

利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことで、利用者の心身機能の維持回復をはかるサービスです。

従事者や実施主体者によって、提供できるサービス内容が異なります。

これまで		介護予防通所介護		
	現行相当サービス	多様なサービス <span style="float: right;">新たに誕生！</span>		
サービス種別	予防通所介護相当	通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）	通所型サービスB（住民主体による支援）	通所型サービスC（短期集中予防サービス）
内容	予防通所介護と同様のサービス、生活機能向上のための機能訓練	ミニデイサービス、運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
実施方法	事業者指定	事業者指定委託	補助（助成）	直接実施委託
基準	予防サービスの基準に準ずる	予防サービスの人員基準等を一部緩和	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者+ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職（市町村）

（参考：平成 27 年 6 月 5 日老発 0605 第 5 号「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」）

⇒上記の図の中から、各区市町村が地域資源等を踏まえ、実施するサービスを選定します。  
八王子市では、平成 29 年 4 月以降も、予防通所介護相当のみ実施する予定ですが、多様なサービスの実施についても引き続き検討していきます。



これまで1種類しかなかった介護予防訪問介護と介護予防通所介護の種類が、新しい総合事業に移行した事で充実したと考えてみてください。

## II. 八王子市における予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスAについて

### 1. 予防訪問介護相当サービスと訪問型サービスAの定義等

#### (1) 予防訪問介護相当サービス

サービス内容	身体介護・生活援助
サービス提供従事者	①介護福祉士、介護職員実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級修了者 ②介護職員初任者研修修了者、ヘルパー2級修了者、看護師、准看護師、保健師 *①の資格保有者はサービス提供責任者として配置可。②の資格保有者は介護の実務経験3年で配置可。(※減算あり)
報酬の考え方	生活援助と身体介護、双方の援助を行うことを考慮して、単位数が設定されている。

予防訪問介護相当サービスのサービス内容と運営基準は、従来の介護予防訪問介護と全く同じです。予防訪問介護相当サービスでは身体介護・生活援助の双方の提供ができます。

サービス内容	合成単位	算定対象
予防訪問介護相当サービス (Ⅰ)(週1回程度のサービス提供)	1月につき1, 168単位	事業対象者・要支援1・ 要支援2
予防訪問介護相当サービス (Ⅱ)(週2回程度のサービス提供)	1月につき2, 335単位	事業対象者・要支援1・ 要支援2
予防訪問介護相当サービス (Ⅲ)(週2回を超える程度のサービス提供)	1月につき3, 704単位	事業対象者・要支援2

※算定の取り扱いについては、介護予防訪問介護に準じ、加算減算についても同様です。



## (2) 訪問型サービスA

サービス内容	生活援助に限る
サービス提供従事者	①介護福祉士、介護職員実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級修了者 ②介護職員初任者研修修了者、ヘルパー2級修了者、看護師、准看護師、保健師 <b>③市の規定する内容の研修修了者</b> *①と②の資格保有者はサービス提供責任者として配置可。
報酬の考え方	生活援助の内容のみしか実施しないサービスであることから、訪問介護における生活援助の単位数に基づいて単位数を設定。

訪問型サービスAは、サービス提供事業者の運営基準が、従来の予防訪問介護・予防訪問介護相当サービスに比べて緩和されています。

また、予防訪問介護相当サービスと異なり、サービス提供従事者は有資格者だけに限らず、市の規定する内容の研修修了者も従事することができますが、**訪問型サービスAで提供できるサービス内容は生活援助のみ**となります。身体介護の提供はできません。

サービス内容	合成単位	算定対象
訪問型サービスA費（Ⅰ） （週1回のサービス提供）	1月につき990単位	事業対象者・要支援1・要支援2
訪問型サービスA費（Ⅱ） （週2回のサービス提供）	1月につき1,980単位	事業対象者・要支援1・要支援2
訪問型サービスA費（Ⅲ） （週3回のサービス提供）	1月につき2,970単位	要支援2

※1回のサービス提供時間は45～60分程度を想定

※訪問型サービスAはサービス内容が生活援助のみのため、その単位数は、例えば訪問型サービスA費（Ⅰ）なら、訪問介護（生活援助3（45分以上の生活援助）の225単位）を月に4.4回提供する事を想定して設定しており、**訪問介護における生活援助と同等の報酬となっています。**

同様に、（Ⅱ）なら（Ⅰ）の×2、（Ⅲ）なら×3となっています。

※加算・減算について：初回加算・同一建物減算があり、その算定の考え方は予防訪問介護相当サービスにおける同様の加算・減算の考え方に準じます。

## **2. 平成 28 年度の訪問型サービスAの試行実施について**

### **(1) 試行実施の経過**

訪問型サービスAについて、その対象となる利用者の状態像の検証を行うため、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・訪問介護事業所の皆様の御協力のもと、全6回の検証ワーキング会議を開催し、訪問型サービスAの試行実施に適した対象者の選定を行いました。選定対象としたのは、要支援1・2で、試行実施に御協力いただいた訪問介護事業所で予防訪問介護を既に利用している方のうち、平成28年6月～10月の間に認定の更新を迎える方です。

検証ワーキング会議の結果、19名の利用者の方に、訪問型サービスAの試行実施に御協力いただきました。検証期間は3ヶ月で、特段問題の無かった方は、期間の終了後もそのまま訪問型サービスAを利用して頂いています。

### **(2) 試行実施内容の検証**

試行実施を行ったケースについては、訪問介護事業所およびケアマネジメント担当者よりサービス提供に係る報告書を頂戴し、訪問型サービスAによる提供に際し問題がなかったか、利用者の状態への影響等がなかったか、無資格者による提供に支障はないか等、頂いた報告をもとに、検証を行いました。

※有資格者がサービス提供を行ったケースもありますが、その場合は、市の規定する内容の研修修了者がサービス提供を行った場合、対応が困難と思われるような状況があったか報告を頂きました。

### **(3) 試行実施結果**

試行実施したケースについて、検証の結果、特段の問題は発生しておりません。また、有資格者でなく、市の規定する内容の研修修了者がサービス提供に入ったケースで、利用者と非常に良好な関係を築けているという報告も頂戴しています。

### 3. 訪問型サービスAに係る原則的な考え方

訪問型サービスAの検証ワーキング会議および試行実施結果をふまえ、後に説明する訪問型サービスAの本格実施以後は、サービス提供内容が生活援助であるものは、原則、訪問型サービスAを利用することとします。

#### 【理 由】

- ① 介護人材の不足が見込まれる中、有資格者の訪問介護員（介護職員初任者研修修了者等）という限られた人的資源を、より重度の利用者に充当できるようにする。
- ② 訪問介護における生活援助と同等の考え方により設定された単位数に基づいて給付を行うことで、適切な給付を図る。

ただし、訪問型サービスAは、サービス提供に従事する者に市の規定する内容の研修修了者が含まれることから、当該修了者では対応が難しいと考えられるケースについては予防訪問介護相当サービスを利用することとします。予防訪問介護相当サービスの利用となるケースは、次に示す要件に該当する者とします。

### 4. 予防訪問介護相当サービス利用となる対象者

以下の要件のいずれかに該当している者は予防訪問介護相当サービスを利用します。

- (1) 身体介護を要する者（※「自立生活支援のための見守りの援助」もこれに含む）
- (2) 精神疾患や認知機能低下がある者
- (3) 身体障害者手帳2級以上の者
- (4) 難病者

#### 【予防訪問介護相当サービス利用者の要件の補足説明】

※以下における（）の数字は、上表の内容と対応しています。

(1) 身体介護における「自立生活支援のための見守りの援助」は、平成12年3月17日老計発第10号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の1-6「自立生活支援のための見守りの援助（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）」の定義に該当する内容をいう。

(⇒補足説明は次ページに続きます)

【参考：平成12年3月17日老計発第10号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の1-6「自立生活支援のための見守りの援助（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）】

- 利用者と一緒に手助けしながら行う調理（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む）
- 入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む）
- ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心に必要な時だけ介助）
- 移動時、転倒しないように側について歩く（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る）
- 車イスでの移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるよう援助
- 洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行う。
- 痴呆性の高齢者の方といっしょに冷蔵庫のなかの整理等を行うことにより、生活歴の喚起を促す。

（2）本項における「精神疾患がある」とは、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のほか、医師から精神疾患の診断を受けている者をいう。

（2）本項における「認知機能低下」は主治医または認定調査のいずれかにより認知症高齢者の日常生活自立度「Ⅱa」以上の判定を受けている者、または、医師から認知症の診断を受けている者をいう。

（4）本項でいう難病者とは、「難病の患者に対する医療費等に関する法律」（平成26年法第50号）に基づき指定される指定難病の診断を受けている者をいう。

## Ⅲ. 訪問型サービスAの本格実施について

### 1. 訪問型サービスAの本格実施

#### (1) 実施時期

平成29年4月より訪問型サービスAを全市的に本格実施とします。

#### (2) 経過措置

平成29年4月以降は、前述の考え方にに基づき、予防訪問介護相当サービスの利用対象となる場合以外は訪問型サービスAを利用します。(新規に訪問型サービスAを利用する場合、既に介護予防訪問介護もしくは予防訪問介護相当サービスを利用している場合問わず。)

平成29年4月以降、新規に訪問型サービスAを利用する場合は、前述の振り分け基準にもとづき、サービスの導入を行ってください。

既に介護予防訪問介護もしくは予防訪問介護相当サービスを利用している方については、サービス事業所の変更やこれに伴うサービス担当者会議の開催等、事務にかかる負担を勘案し、平成29年度の上半期を移行経過措置期間とします。平成29年4月～平成29年9月30日までの間に順次移行の検討・対応を行ってください。

### 2. 既存利用者の移行について

既に介護予防訪問介護もしくは予防訪問介護相当サービスを利用している方を訪問型サービスAへ移行する際は以下の点に留意してください。

#### (1) サービス内容について

訪問型サービスAへの移行は、これまで介護予防訪問介護または予防訪問介護相当サービスで提供してきたサービス内容が、訪問型サービスAでも提供が可能であるという考え方にに基づき行います。

訪問型サービスAへの移行によって、利用者の生活に支障が出ることがないように留意してください。

#### (2) ケアプランの変更について

訪問型サービスAへの移行にあたり、サービス提供事業所が変更とならない場合は、軽微な変更として取り扱って差し支えありません。

ただし、サービス提供事業所が変更となる場合や利用者へのアセスメントの結果、サービス内容の見直しが発生した場合は、軽微な変更としては扱えませんのでご注意ください。

### (3) 移行の順番について

特段、移行の順番について市では規定しません。平成 29 年度上半期中に、現在介護予防訪問介護または予防訪問介護相当サービスを利用している全ての方の訪問型サービスAへの移行検討・対応が終わるように調整をお願いします。

### (4) 利用者との契約について

これまで介護予防訪問介護や予防訪問介護相当サービスを利用していた利用者が、訪問型サービスAの利用に切り替わる場合、サービス種別が変更となるため、訪問介護事業所は訪問型サービスAの提供を始める前までに、利用者との間で別途契約が必要になります。

### (5) 被保険者への周知について

既に介護予防訪問介護または予防訪問介護相当サービスを利用している方へ、訪問型サービスAの本格実施について市からお知らせ通知を発送します。内容については事前に地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・訪問介護事業所の皆様にもお伝えさせていただきますので、ご承知おき下さい。(概ね2月頃を想定。)

## 3. 本格実施に係る流れのまとめ

### (1) 平成 29 年 4 月以降に新規に訪問型サービスを利用する方

⇒前述の振り分け基準により、訪問型サービスAか予防訪問介護相当サービスか導入するサービス種類を決定します。

### (2) 既に介護予防訪問介護もしくは予防訪問介護相当サービスを利用されている方で、平成 29 年 4 月以降、引き続き訪問型サービスの利用が必要な方

⇒前述の振り分け基準により、訪問型サービスAか予防訪問介護相当サービスか適したサービス種類を判断し、訪問型サービスAが適当な方については平成 29 年度上半期中に訪問型サービスAに移行します。移行にあたっては、現在利用中の訪問介護事業所の指定状況により、次表のとおり対応してください。

	現在利用中の訪問介護事業所の指定状況(訪問型サービスA)		
	指定済み	平成 29 年度上半期中に指定予定	指定の意向なし
既存利用者の移行について	平成 29 年 4 月以降、順次、訪問型サービスAに移行してください。	指定後、訪問型サービスAに移行してください。指定を待たず、別の訪問型サービスAの事業所に移行しても差し支えありません。	平成 29 年度上半期中に、訪問型サービスAの指定を受けている事業所へ切り替え、訪問型サービスAに移行してください。

## IV. 訪問型サービスAに係る補足事項について

### 1. 「市の規定する内容の研修修了者」の呼称について

これまで、市の規定する内容の研修修了者について、便宜的に「無資格ヘルパー」という呼称を用いてきましたが、今後は「生活支援ヘルパー」と呼称します。

### 2. 訪問型サービスAの従事者育成について

これまで、訪問型サービスAの従事者のうち、市の規定する内容の研修修了者（以下、「生活支援ヘルパー」と言う。）の育成にあたり、研修の実施を訪問介護事業所にお任せをしておりました。

しかし、10月6日付で訪問介護事業所を対象に実施させていただいたアンケート等で、「生活支援ヘルパーの育成研修が大きい負担となる」との意見や、「訪問型サービスAの従事者（ヘルパー）がない」という意見をいただいたことを踏まえ、今後、訪問型サービスAの従事者育成研修について、以下のとおり研修の実施を予定しております。

#### （1）来年度以降の育成研修の実施について

来年度より市の主催による生活支援ヘルパーの育成研修を実施します。（年間で定員50名×4回予定）

#### （2）今年度の育成研修の実施について

平成29年2月頃、特定非営利活動法人八王子介護サービス事業者連絡協議会と市との共催で、生活支援ヘルパー育成研修の実施を予定しています。この研修においては、研修の終了後、訪問介護事業所への所属を希望する修了者については、事業所とのマッチングの機会を設ける予定です。

#### ◆ 事業所で研修を実施された際のお願い

平成29年度以降は、従事者としての質の確保を図るため、各事業所で生活支援ヘルパーの育成研修を実施した場合、そのままサービス提供に入っても差し支えありませんが、その後、直近に市が実施する研修を受講する必要があります。

大変恐れ入りますが、御協力のほど、宜しくお願い申し上げます。

※平成29年度に市で開催する予定の生活支援ヘルパーの育成研修については、現在次年度の予算要求を行っている段階のため、確定事項ではありませんのでご注意ください。

### **3. 訪問型サービスAを始めるにあたっての事業所運営の支援について**

訪問型サービスAの報酬単価は、生活援助の内容のみを提供するサービスであることから、予防訪問介護と比較すると低く設定されています。このため、介護予防訪問介護または予防訪問介護相当サービスと同様に、有資格者のみでサービス提供を実施した場合、サービス提供事業者の運営等が困難になることも想定できます。

訪問型サービスAは、有資格者だけでなく生活支援ヘルパーによるサービス提供も可能であることから、生活支援ヘルパーの十分な確保が急務となりますが、平成29年4月までに市内の各訪問介護事業所において十分な人数を確保する事は難しいと考えます。

生活支援ヘルパーが十分に確保できないことを理由に訪問型サービスAの事業所の運営において深刻な影響が発生することを避けるため、平成29年度に訪問型サービスAへの移行に伴う運営形態の構築のための加算を設けることを検討しています。（本加算はあくまで移行期間の時限措置として設けるものであり、移行期間の終了とともに、当該加算も終了します。）

※次年度設ける予定の加算については、現在次年度の予算要求を行っている段階のため、確定事項ではありませんのでご注意ください。

### **4. 早期移行加算について**

現行の早期移行加算については、平成29年3月で廃止します。